

(1)介護保険給付対象料金

・基本料金(月額)

(単位:円)

	単位数	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
要支援1	3,438	3,418	6,836	10,254
要支援2	6,948	6,908	13,816	20,724
要介護1	10,423	10,423	20,846	31,269
要介護2	15,318	15,318	30,636	45,954
要介護3	22,283	22,283	44,566	66,849
要介護4	24,593	24,593	49,186	73,779
要介護5	27,117	27,117	54,234	81,351

小規模多機能型居宅介護事業所あおぞら

・各種加算料金(初期加算を除いて月額料金です。)

☑が算定している加算

加算の名称	単位数	利用料金 (1割)	利用料金 (2割)	利用料金 (3割)	対象		備考
					支援	介護	
☑ 初期加算(1日当り)	30	30	60	90	○	○	登録日から30日以内の期間及び30日を超える病院又は診療所への入院後の利用を再び開始した場合
□ 若年性認知症利用者受入加算(要支援)	450	450	900	1,350	○		認知症の方で65歳の誕生日の前々日までに利用した場合
□ 若年性認知症利用者受入加算(要介護)	800	800	1,600	2,400		○	認知症の方で65歳の誕生日の前々日までに利用した場合
☑ 認知症加算(Ⅰ)	800	800	1,600	2,400		○	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方
☑ 認知症加算(Ⅱ)	500	500	1,000	1,500		○	要介護度区分が要介護2であり認知症日常生活自立度Ⅱの方
□ 看護職員配置加算(Ⅰ)	900	900	1,800	2,700		○	常勤の看護師を1名以上配置している場合
□ 看護職員配置加算(Ⅱ)	700	700	1,400	2,100		○	常勤の准看護師を1名以上配置している場合
□ 看護職員配置加算(Ⅲ)	480	480	960	1,440		○	看護職員を常勤換算方法で1名以上配置している場合
□ 看取り連携体制加算(1日当り、死亡日前日から30日以内)	64	64	128	192		○	看護師により24時間連絡できる体制を確保しており、医師が回復の見込みがないと診断した利用者について、看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容について説明し同意を得ている場合。
□ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	100	200	300		○	医療提供施設の有資格者からの助言を受ける体制を構築し、助言を受けたうえで介護計画を作成すること
□ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	200	400	600		○	医療提供施設の有資格者が利用者宅を訪問し身体状況等の評価を協働すること。生活機能向上を目的とした介護計画を作成すること
□ 訪問体制強化加算	1,000	1,000	2,000	3,000	○	○	訪問を担当する職員数や訪問回数がいずれも一定数以上である場合
☑ 総合マネジメント体制強化加算	1,000	1,000	2,000	3,000	○	○	個別サービス計画の他職種協働による適時適切な見直しや地域における活動への参加機会の確保等を行う等の体制が整備されている場合
□ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	640	640	1,280	1,920	○	○	職員体制による加算(介護福祉士の比率が50%以上)
□ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	500	500	1,000	1,500	○	○	職員体制による加算(介護福祉士の比率が40%以上)
□ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	350	350	700	1,050	○	○	職員体制による加算(常勤職員の比率が60%以上)
□ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	350	350	700	1,050	○	○	職員体制による加算(勤続年数3年以上の者の比率が30%以上)
☑ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算する(10.2%)						介護職員の処遇改善のための加算
□ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算する(1.5%)						介護福祉士の配置要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件のすべてを満たし、経験技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善のための加算
☑ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算する(1.2%)						現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件のすべてを満たし、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善のための加算
☑ 小規模多機能型令和3年9月30日までの上乗せ分	1月あたりの総単位数(基本サービス費)×1/1000						新型コロナウイルス感染症への対応

※ 上記料金は、厚生労働省の基準省令(令和3年4月施行)に基づき定められた料金です。基準省令が改正になった場合には基準省令に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

(2)介護保険給付対象外の料金(全額自己負担)

名称	利用料金
食費	朝食 400円 昼食 500円 夕食 500円 おやつ 100円
宿泊費	2000円/泊
その他	おむつ代等実費